

# 子どものための施設等利用給付 認定・変更申請書 (1号・2号・3号)

園名		新規
番号		継続
		階層
		4月1日
		市
		国
		月1日
		市
		国
		月1日
		市
		国

行橋市長 殿

令和 1 年 8 月 5 日

表面

子ども・子育て支援法による、子どものための施設等利用給付認定申請書を提出します。  
本市が認定・給付に必要な個人情報等を必要に応じて利用し、施設・事業者へ提供することに同意します。  
給付は、保護者に代わり、施設・事業者が本市に請求し受領する場合があることに同意します。

保護者 住所 行橋市 中央1丁目1番1号

氏名 行橋 太郎 (印)

( )内は電話する優先順位を記入してください。

平成31年4月1日時点の年齢を記入してください。

電話 (優先順位)  
父携帯 090-\*\*\*-\*\*\* (2) 母携帯 090-\*\*\*-\*\*\* (1)  
自宅 25-\*\*\*-\*\*\* (3) その他 [ ] 23-\*\*\*-\*\*\* (4)

\*記載内容に不正(虚偽)が認められた場合は、認定を取消する場合があります。

申請児童氏名	ふりがな ゆくはし たろう	年齢 (H31.4.1時点)	性別	保護者との続柄
	行橋 次郎	3	男	子・その他 (第3子)

平成 令和 27年7月20日生

※既に認定を受けている場合にご記入下さい  1号  2号  3号

認定希望日 (施設利用開始日) 令和 1 年 10 月 1 日

## 1. 預かり保育事業・届出保育施設等の利用

預かり保育事業等を利用し、施設等利用費の給付を申請し無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定が必要です。  
保育の必要性が認定されなければ、預かり保育事業等を利用したとしても無償化の対象とはなりません。  
預かり保育事業等を利用するものの施設等利用費の給付を受けない場合、申請しても保育の必要性が認められないと保護者が判断し申請をしない場合は、保育の必要性の認定は不要で、次の「2. 上記児童を除く同居世帯員の状況(世帯分離家族も含む)」以降の記入及び添付書類も不要です。  
保育の必要性については、裏面をご覧ください。

※いずれかを選択してください。

- 預かり保育事業等の申請をする →引き続き記入してください
- 預かり保育事業等の申請をしない →記入はここまでです

## 2. 上記児童を除く、同居者について記入してください。(世帯分離家族も含む)

人員	ふりがな氏名	児童から見た続柄	生年月日	性別	勤務先(職業等)《H31.4.1時点》 (児童は学校名、保育所名、幼稚園名)	学年
1	ゆくはし 太郎	父	58.10.1	男・女	(株)行橋	
2	ゆくはし 花子	母	57.7.10	男・女	□□□会社	
3	ゆくはし 初子	姉	23.6.30	男・女	〇〇〇小学校	2
4	ゆくはし 三郎	兄	26.6.20	男・女	◇◇◇幼稚園	年中
5	ゆくはし 桃子	祖母	30.3.5	男・女	無職	
6				男・女		

平成31年1月1日の居住地を選択してください。

保護者(父) 所在地 保護者(母) 平成31年1月1日時点の住居地  
①. 行橋市 2. その他 ( ) ①. 行橋市 2. その他 ( )

(太枠の中を保護者が記入してください)

※この様式は、来年度以降変更することがあります。

